

事務連絡
平成30年10月16日

各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室
内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
厚生労働省子ども家庭局保育課

就労証明書の標準的様式の活用状況及び電子入力への対応状況に関する フォローアップ調査結果等について

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

先般、別紙1「就労証明書の標準的様式の活用状況及び電子入力への対応状況に関するフォローアップ調査等について（依頼）」（平成30年7月27日付け事務連絡）により、標準的様式の活用状況及び電子入力への対応状況に関するフォローアップ調査を実施しました。調査に御協力いただき、御礼申し上げます。

この度、調査結果を別紙2のとおり取りまとめるとともに、市区町村ごとの活用状況等を別紙3のとおり、内閣府HPにて公表させていただきましたので、下記と併せて、貴管内の市区町村に御周知いただくようお願いいたします。

記

1. 調査結果について

(1) 標準的様式の活用状況

調査結果によると、就労証明書の標準的様式について、「活用している」「平成30年度又は平成31年度入所分から活用予定」との回答が約49%あり、昨年12月に実施した調査の結果では約37%であったことと比べて、一定の進捗が見られました。活用について御協力をいただき、感謝申し上げます。

なお、「活用する予定はない」との回答は約51%あり、その理由として、「管内や近隣に複数の市区町村の居住者を雇用するような大企業がないため」（約42%）、「市区町村の様式に限定せず、企業独自の様式でも受け付けているため」（約23%）、との回答があった一方、依然、その他の理由として『本自治体の必要な項目を網羅できない』、『現在の様式の方が項目が少なく簡素なため』、『現在の様式とほぼ内容が同じであるため』との回答が一定数ありました。

今般の標準的様式の活用については、これまでもお示ししているとおり、

- ・企業において、記載内容の異なる複数の就労証明書を限られた期間内に手作業で大量に作成する必要があり、人事担当者の負荷や体制整備に係るコスト等が深刻な問題となっていること、
- ・同時に、複数の自治体で就労証明書の様式が異なっていることにより、作成に当たっての企業等から市区町村への問合せが頻回に発生し、結果的に市区町村の負担増にもつながっているとの声があること

から、活用を依頼している事項になります。

そのため、別紙4「就労証明書の標準的様式の活用に関する留意事項」を参照の上、積極的に活用いただくよう、改めてお願いします。

(2) 電子入力への対応状況

調査結果によると、電子入力への対応について、「対応している」「平成30年度又は平成31年度入所分から対応予定」との回答が約67%あり、昨年12月に実施した調査の結果では約58%であったことと比べて、一定の進捗が見られました。電子入力への対応について御協力をいただき、感謝申し上げます。

「対応する予定はない」と回答いただいた市区町村においては、電子入力対応様式をHP等に登録することは、企業等の人事担当者の負担軽減につながることから、電子入力に対応いただくよう、改めてお願いします。

2. 調査結果の公表について

別紙1でお示ししていたとおり、本調査結果については、事業者が市区町村ごとの活用状況等を把握できるよう、別紙3のとおり、下記の内閣府HPにて公表させていただきました。都道府県や市区町村におかれましても、必要に応じ、地方版子ども・子育て会議等で周知いただくようお願いいたします。

別紙3の内容が、調査時点の回答内容と異なる場合^{*}には、市区町村から直接、下記の間合せ先に連絡ください。

※本調査への回答以降に活用状況等に変更があった場合は含みません。

<URL><http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html>

3. フォローアップ調査の実施について

今後も、就労証明書の標準的様式の活用状況及び電子入力への対応状況を把握するためのフォローアップ調査を行うことを考えています。調査の際には、協力いただきますようお願いいたします。

以上

<問合せ先>

【標準的様式に関する問合せ】

内閣府子ども・子育て本部 松川、田邊 TEL:03-6257-1465 (直通)

【電子入力対応に関する問合せ】

内閣官房 IT 総合戦略室 川崎、和泉 TEL:03-6910-0199 (直通)